

令和5年度 水道水質検査計画

はじめに

二本松市では、市民の皆様に安全で安心しておいしい水を飲んでいただくために、水道施設の管理保全、定期的な水質検査を行っています。

水質検査は、水質基準に適合し、安全であることを保障するために不可欠なものです。水質検査計画とは、水源の種類、水源周辺の状況や過去の検査結果から総合的に検討し、検査項目、検査回数（検査頻度）などの検査方針について定めたものです。この水質検査計画は、毎事業年度の開始前に、二本松市民のみなさまに公表し、ご理解をいただくことにしております。

目 次

1	水質検査の基本方針	1
2	水道事業の概要	2
3	水源の状況並びに原水及び浄水の水質管理上の注目すべき項目	5
4	水質基準項目の検査を行う場所	7
5	検査項目と検査回数	8
6	水質検査結果（令和4年度分）	8
7	令和5年度の検査計画	8
8	水質検査方法	15
9	臨時の水質検査	16
10	異常時の対応（危機管理）	16
11	関係機関との連携	16

二本松市

1 水質検査の基本方針

- (1) 検査地点は、配水系統毎に末端の給水栓とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置付けることが望ましいとされる検査項目、さらに、市民の皆様に供給されている水道水が良質であることを確認するため、二本松市が独自に行う水質項目とします。
- (3) 検査項目と頻度については、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、毎年3月に決定し、水質検査計画を作成します。
- (4) 水質検査計画により行った検査結果については、評価のうえ公表します。
- (5) 検査内容は、次のとおりとします。

- ・水質基準値の改正

令和5年度は、水質基準検査項目、水質基準値に関する法律等の改正はありません。

- ・毎日の検査

消毒効果（残留塩素）、pH値、水の色及び濁りの検査は毎日行います。

- ・毎月行う検査項目

細菌検査や基礎的性状検査など、基本的な検査項目は毎月行います。

- ・3カ月に1回行う検査項目

3カ月に1回の精密な水質検査は、過去の水質検査結果で問題がなく、法令により検査回数が減らすことが可能な項目については、年に1回の検査回数にします。

- ・残留農薬類の検査

当市の水源地付近には、水質を悪化させるような汚染源はありませんが、牧草地など農薬散布が考えられる地域が一部あります。残留農薬については、年々関心が高まっていることから、飲料水を安心して飲んでいただくため、その地域においては、残留農薬の検査を行います。農薬の検査項目は、使用状況を調査して3項目を特定し決定しました。

- ・その他の水質検査

塩素消毒では、死滅せず人の腸に寄生するクリプトスパリジウムなどの原虫について、指標となる菌（嫌気性芽胞菌、大腸菌）を検査して監視します。指標菌の検査結果により、必要に応じて原虫の検査も行います。

- ・原水の検査

年に1回、集合井または水源原水について、消毒副生成物質の項目を除いた40項目の検査を行います。

2 水道事業の概要

(1) 水源の種別、計画取水量

①二本松地域-上水道

二本松地域の上水道は、主に安達太良山麓の湧水及び地下水であり、現在、熊の穴系7つの水源、岳西系3つの水源で、計画水量22,130m³/日の水運用で自然流下方式により塩素消毒のみで水道水を供給しています。

水 源 名	水源の種別	水源使用の状況	導水方式	計画取水量 (m ³ /日)
熊の穴第1水源	湧水	使用	自然流下	3,740
熊の穴第2水源	〃	〃	〃	6,000
熊の穴第3水源	〃	〃	〃	1,740
熊の穴第4水源	〃	〃	〃	1,430
熊の穴第5水源	深層地下水	〃	水中ポンプ	300
熊の穴第6水源	〃	〃	〃	230
熊の穴第7水源	〃	〃	〃	720
熊の穴第9水源	〃	未使用	—	(1,000)
熊の穴第10水源	〃	使用	水中ポンプ	200
小 計				14,360 (15,360)
岳西第1水源	湧水	使用	自然流下	750
岳西第2水源	湧水	〃	〃	4,000
岳西第3水源	湧水	〃	〃	3,020
小 計				7,770
合 計				22,130 (23,130)

②岳地域-上水道

岳地域の水源は、主に安達太良山麓の湧水及び地下水であり、現在、3つの水源で計画取水量 $1,180\text{m}^3/\text{日}$ の水運用で自然流下方式により塩素消毒のみで水道水を供給しています。

水 源 名	水源の種別	水源使用の状況	導水方式	計画取水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
岳第1水源	湧水	使用	自然流下	640
岳第2水源	湧水	未使用	"	(600)
岳第3水源	深井戸	使用	水中ポンプ	540
合 計				1,180 (1,780)

③安達地域-上水道

安達地域の上水道は、福島市浄水受水系と福島地方水道用水供給企業団系の2系統です。福島市浄水は、福島地方水道用水供給企業団から供給を受けており、水源は、2系統とも福島地方水道用水供給企業団の供給水です。計画水量は、 $1,639\text{m}^3/\text{日}$ の水運用です。

水 源 名	水源の種別	水源使用の状況	導水方式	計画取水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
福島市受水	摺上ダム水	使用	自然流下	29
企業団受水	摺上ダム水	"	"	1,610
合 計				1,639

④渋川地域-上水道

渋川上水道は、山ノ入ダム水を山ノ入浄水場で凝縮沈殿・急速ろ過により浄水処理して供給しています。計画水量は、 $420\text{m}^3/\text{日}$ の水運用です

水 源 名	水源の種別	水源使用の状況	導水方式	計画取水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
山ノ入ダム	山ノ入ダム水	使用	自然流下	420
合 計				420

⑤岩代小浜地域-簡易水道

岩代小浜地域の水源は、第1～第4水源の浅井戸の地下水であり、計画水量1,670m³/日の水運用です。現在のところ第3水源は、休止しています。

第1～2水源は、塩素消毒のみで水道水を供給、第4水源は、急速ろ過（除鉄、除マンガン）により浄水処理し供給しています。

水 源 名	水源の種別	水源使用の状況	導水方式	計画取水量 (m ³ /日)
第1水源	地下水(浅井戸)	使用	ポンプ	569
第2水源	地下水(浅井戸)	〃	〃	416
第3水源	地下水(浅井戸)	休止中	〃	(180)
第4水源	地下水(浅井戸)	使用	〃	685
合 計				1,670 (1,850)

⑥岩代西新殿地域-簡易水道

岩代西新殿地域の水源は、太郎田水源の浅井戸及び深井戸の地下水であり、計画水量は、191m³/日の水運用です。浅井戸原水は平成29年9月から膜ろ過処理後に塩素処理、深井戸原水は塩素消毒のみで水道水を供給しています。

水 源 名	水源の種別	水源使用の状況	導水方式	計画取水量 (m ³ /日)
太郎田水源	地下水 (浅井戸、深井戸)	使用	ポンプ	191
合 計				191

⑦東和地域-簡易水道

東和簡易水道の水源は、浅井戸の地下水、福島地方水道用水供給企業団の浄水を受水し、計画水量2,107m³/日の水運用です。第1水源は、遊離炭酸を除去してから塩素消毒。太田水源は、急速ろ過（除鉄、除マンガン）によりにより浄水処理し供給しています。

企業団より受水して供給しています。

水 源 名	水源の種別	水源使用の状況	導水方式	計画取水量 (m ³ /日)
第1水源	地下水(浅井戸)	使用	ポンプ	247
太田水源	地下水(浅井戸)	〃	〃	300
企業団受水	ダム水	〃	自然流下	1,560
合 計				2,107

(2) 給水の状況

二本松市全体の水道の給水状況は、次のとおりです。(令和3年度)

区分	内 容
行政区域内人口	52,546人
計画給水人口	51,845人
給水人口	46,377人
普及率	88.3%
給水件数	18,484件
配水量	6,107,732m ³
一日の平均配水量	16,734m ³

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質管理上の注目すべき項目

当市の独自水源は、湧水や地下水（浅井戸、深井戸）であるため汚染を受けにくく、水源地周囲で人為的な汚染を受けるおそれもありません。また、安達地域上水道及び東和地域簡易水道の一部では、福島地方水道用水供給企業団から浄水処理された水が供給されています。水源ごとの状況、処理方法、水質管理上注目すべき項目及び管理については、次のとおりです。

①二本松地域-上水道

水 源 名	水 源 の 状 況	処理方法等	水 質 管 理 上 注 目 す べ き 項 目 及 び 管 理
熊の穴 第1～10 水源	人為的汚染のお それなし	塩素消毒処理	降雨による濁水、渴水期の水質悪化 塩素処理による消毒副生成物の監視
岳西第1水源 岳西第2水源	人為的汚染のお それなし	塩素消毒処理	降雨による濁水、渴水期の水質悪化 塩素処理による消毒副生成物の監視
岳西第3水源	人為的汚染のお それなし。ただし周囲は牧草地	塩素消毒処理	降雨による濁水、渴水期の水質悪化 塩素処理による消毒副生成物の監視 牧草地用残留農薬の検査

②岳地域-上水道

水 源 名	水 源 の 状 況	処理方法等	水 質 管 理 上 注 目 す べ き 項 目 及 び 管 理
岳第1～3 水源	人為的汚染の おそれなし	塩素消毒処理	降雨による濁水、渴水期の水質悪化 塩素処理による消毒副生成物の監視

③安達地域-上水道

水 源 名	水源の状況	処理方法等	水質管理上注目すべき項目及び管理
福島市受水 企業団受水	浄水受け入れ	塩素消毒処理	管路末端における消毒副生成物の監視

④渋川地域-上水道

水 源 名	水源の状況	処理方法等	水質管理上注目すべき項目及び管理
山ノ入ダム	人為的汚染のおそれなし	凝集沈殿及び急速ろ過 塩素消毒処理	注入薬液の監視 塩素処理による消毒副生成物の監視

⑤岩代小浜地域-簡易水道

水 源 名	水源の状況	処理方法等	水質管理上注目すべき項目及び管理
第1～2水源	人為的汚染のおそれなし	塩素消毒処理	降雨による濁水、渴水期の水質悪化 塩素処理による消毒副生成物の監視
第4水源	人為的汚染のおそれなし	急速ろ過 (除鉄除マンガン) 塩素消毒処理	注入薬液の監視 塩素処理による消毒副生成物の監視

⑥岩代西新殿地域-簡易水道

水 源 名	水源の状況	処理方法等	水質管理上注目すべき項目及び管理
太郎田水源 浅井戸	人為的汚染のおそれなし	膜ろ過処理 塩素消毒処理	降雨による濁水、渴水期の水質悪化 塩素処理による消毒副生成物の監視
太郎田水源 深井戸	人為的汚染のおそれなし	塩素消毒処理	降雨による濁水、渴水期の水質悪化 塩素処理による消毒副生成物の監視

⑦東和簡易水道

水 源 名	水源の状況	処理方法等	水質管理上注目すべき項目及び管理
第1水源	人為的汚染のおそれなし	遊離炭酸除去 塩素消毒処理	降雨による濁水、渴水期の水質悪化 塩素処理による消毒副生成物の監視
太田水源	人為的汚染のおそれなし	急速ろ過 (除鉄除マンガン) 塩素消毒処理	注入薬液の監視。 塩素処理による消毒副生成物の監視
企業団受水	浄水受け入れ	塩素消毒処理	管路末端における消毒副生成物の監視

4 水質基準項目の検査を行う場所

浄水の検査は、配水系統毎に末端の給水栓で行うことを原則とし、原水は、集合井または水源で消毒前の試料を採取して検査を行います。

毎日及び毎月の検査箇所は、図－1配水系統略図及び原水・浄水の採取位置図に示しました。毎月検査を行う給水栓は、次のとおりです。

①二本松地域-上水道

浄水の検査は、各配水系統（高平系、亀谷系、杉田系、城山系、木ノ崎系、才木山系）末端の給水栓で行います。

原水の検査は、岳西系水源集合井及び熊の穴系水源集合井において消毒前の試料を採取して検査を行います。

②岳地域-上水道

浄水の検査は、岳配水系統末端の給水栓で行います。

原水の検査は、第1、第2及び第3水源において消毒前の試料を採取して行います。

③安達地域-上水道

浄水の検査は、福島市浄水受水系、羽黒山配水池系、東部配水池系の各末端給水栓で行います。受入れた浄水を配水しているため、原水の検査は行いません。

④渋川地域-上水道

浄水の検査は、山ノ入浄水場配水系統の給水栓末端（米沢地内）で行います。

原水の検査は、山ノ入浄水場において消毒前の試料を採取して行います。

⑤岩代小浜地域-簡易水道

浄水の検査は、第1、第2、第3、第4及び第5配水系統の給水栓末端で行います。原水の検査は、第1、第2及び第4において消毒前の試料を採取して行います。

⑥岩代西新殿地域-簡易水道

浄水の検査は、太郎田系統末端の給水栓で行います。

原水の検査は、浅井戸、深井戸において消毒前の試料を採取して行います。

⑦東和地域-簡易水道

浄水の検査は、第2配水池系（塩之沢）、第4配水池系（高槻）、第6配水池系（小初沢）、第8配水池系（岩北）、第9配水池系（島山、西谷）の給水栓末端で行います。原水の検査は、第1水源及び太田水源において消毒前の試料を採取して行います。

5 検査項目と検査回数

水質検査は、3年間の検査結果に異常値がない場合、一部の項目について検査回数を減らすことが可能です。当市では、水道法施行規則にしたがい3カ月に1回の検査回数を年に1回に減らして検査を行います。ただし、年に1回は、すべての項目（51項目）を検査して水質に変化がなく安全であることを確認します。検査項目と検査回数については、過年3年間に得られた水質検査結果を踏まえ毎年3月に決定し、水質検査計画を作成します。

6 水質検査結果（令和4年度分）

（1）浄水の水質検査結果

令和4年度に行った浄水の水質検査結果は、表－1－1～表－1－23のとおりです。有害物質は検出していません。その他の検査項目も水質基準値を十分下回っており問題ありません。

（2）原水の水質検査結果

令和4年度の水源原水の検査結果は表－2のとおりです。有害物質は検出しておりらず、その他の項目も水質基準値を下回っており原水として問題ありません。また、指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）、クリプトスパリジウム及びジアルジアの検査結果は、表－3のとおりです。

7 令和5年度の検査計画

（1）浄水の毎日の水質検査

水道法施行規則第15条第1項の規程に基づき毎日1回、末端給水栓において、当市の担当職員が消毒の残留効果（遊離残留塩素）、pH値、水の濁り及び水の色の検査を行います。

採取位置は、図－1配水系統略図及び原水・浄水採取位置図に示しました。

（2）水質基準項目の検査

水質基準項目の検査は、水源の状況や水質によって異なるため、水道事業毎に設定します。3カ月ごとに行なった精密な水質検査結果（表－4－1から表－4－23）をもとに検査回数を決定し、表－5－1から表－5－23に検査回数と設定理由、月ごとに検査を行う項目の詳細は、表－6－1から表－6－13に示しました。

①二本松地域-上水道

<月1回の検査項目>

下記の9項目については、「4 検査を行う場所」に示した浄水の検査場所毎に、1カ月に1回検査を行います。

[一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度]

<3カ月に1回の浄水水質検査>

水質基準項目のうち問題のない項目については、検査回数を減らして行います。

5月、11月及び2月は省略不可項目の21項目に、フッ素、鉄、蒸発残留物を加え24項目の検査を行います。

8月は、水質基準項目である51項目全ての検査を行い、検査回数を減らした項目の安全性を確認します。

<臭気原因物質の検査>

水源は湧水と地下水を水源としているため、臭気原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールが検出されることはありません。このため、検査回数を年1回にしました。検査を行う月は、8月です。

<二本松地域-上水道で独自に行う検査>

・残留農薬類の検査

岳西系第3水源付近は、牧草地となっているため、年に1回、牧草用の農薬について残留農薬の検査を行います。検査する農薬は、アラクロール、アトラジン及びグリホサートとし、農薬を使用する時期の6月に実施します。

②岳地域-上水道

<月1回の検査項目>

下記の9項目については、「4 検査を行う場所」に示した浄水の検査場所ごとに、1カ月に1回検査を行います。

[一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度]

<3カ月に1回の浄水水質検査>

水質基準項目のうち問題のない項目については、検査回数を減らして行います。5月、11月及び2月は、省略不可項目の21項目に、フッ素、アルミニウム、蒸発残留物を加え24項目の検査を行います。

8月は、水質基準項目である51項目全ての検査を行い、検査回数を減らした項目の安全性を確認します。

<臭気原因物質の検査>

水源は湧水と地下水を水源としているため、臭気原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールが検出されることを考えられません。このため、検査回数を年1回にしました。検査を行う月は、8月です。

<岳地域-上水道で独自に行う検査>

・残留農薬類の検査

岳第2水源は、年に1回、牧草用の農薬について残留農薬の検査を行います。

検査する農薬は、アラクロール、アトラジン及びグリホサートとし、農薬を使用する時期の6月に実施します。

③安達地域-上水道

<月1回の検査項目>

下記の9項目については、「4 検査を行う場所」に示した浄水の検査場所ごとに、1ヶ月に1回検査を行います。

[一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度]

<3カ月に1回の浄水水質検査>

水質基準項目のうち問題のない項目については検査回数を減らして行います。5月、11月及び2月の検査は、省略不可項目の21項目の検査を行います。

8月は、水質基準項目である51項目全ての検査を行い、検査回数を減らした項目の安全性を確認します。

<臭気原因物質の検査>

水源はダム水のため、臭気原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールが検出される可能性があります。しかし、供給側の福島地方水道用水供給企業団で厳重監視されています。このため、検査は、年に1回とし、8月に行います。

④渋川地域-上水道

<月1回の検査項目>

下記の9項目については、「4 検査を行う場所」に示した浄水の検査場所ごとに、1ヶ月に1回検査を行います。

[一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度]

<3カ月に1回の浄水水質検査>

水質基準項目のうち問題のない項目については、検査回数を減らして行います。5月、11月及び2月の検査は、省略不可項目の21項目の検査を行います。8月は、水質基準項目である51項目全ての検査を行い、検査回数を減らした項目の安全性を確認します。

<臭気原因物質の検査>

水源は山ノ入ダム水を用いており、臭気原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールが検出される可能性があります。このため、臭気原因物質が発生しやすくなる6月から8月に、毎月1回検査を行います。

<渋川地域・上水道で独自に行う検査>

山ノ入ダムの周囲の状況を勘査し、残留農薬類の検査を行います。検査する農薬は、アラクロール、アトラジン及びグリホサートとし、農薬を使用する時期6月に実施します。

⑤岩代小浜地域-簡易水道

<月1回の検査項目>

下記の9項目については、「4 検査を行う場所」に示した浄水の検査場所ごとに、1ヶ月に1回検査を行います。

[一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度]

<3カ月に1回の浄水水質検査>

水質基準項目のうち問題のない項目については、検査回数を減らして行います。

第1、第2配水系の5月、11月、2月の検査は、省略不可項目の21項目に、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、硬度、蒸発残留物を加え25項目の検査を行います。8月は、水質基準項目である51項目全ての検査を行い、検査回数を減らした項目の安全性を確認します。

第3、第4、第5配水系の5月、11月、2月の検査は、省略不可項目の21項目に、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、マンガン、硬度、蒸発残留物を加え26項目の検査を行います。8月は、水質基準項目である51項目全ての検査を行い、検査回数を減らした項目の安全性を確認します。

<臭気原因物質の検査>

水源は湧水と地下水を水源としているため、臭気原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールが検出されることはありません。第1～第5配水系は、年1回の検査とし8月に行います。

⑥岩代西新殿地域-簡易水道

<月1回の検査項目>

下記の9項目については、「4 検査を行う場所」に示した浄水の検査場所ごとに、1ヶ月に1回検査を行います。

[一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度]

<3カ月に1回の浄水水質検査>

水質基準項目のうち問題のない項目については、検査回数を減らして行います。5月、11月、2月は省略不可項目の21項目に、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、マンガン、硬度、蒸発残留物を加え26項目の検査を行います。8月は、水質基準項目である51項目全ての検査を行い、検査回数を減らした項目の安全性を確認します。

<臭気原因物質の検査>

水源は湧水と地下水を水源としているため、臭気原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールが検出されることを考えられません。

供用開始から3年間の検査結果が両物質とも検出されなかったため、検査回数を年1回にしました。検査を行う月は8月です。

⑦東和地域-簡易水道

<月1回の検査項目>

下記の9項目については、「4 検査を行う場所」に示した浄水の検査場所ごとに、1カ月に1回検査を行います。

[一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度]

<3カ月に1回の浄水水質検査>

水質基準項目のうち問題のない項目については、省略して検査を行います。

5月、11月及び2月の検査は、省略不可項目の21項目に、3カ月に1回検査が必要と考えられる項目を追加して行います。追加する項目は次のとおりです。

・小初沢地内(第6配水池系)

硬度、蒸発残留物を加え23項目の検査

・島山地内(第9配水池系)

蒸発残留物を加え22項目の検査

・西谷地内(第9配水池系)

蒸発残留物を加え22項目の検査

8月には水質基準項目である51項目全ての検査を行い、検査回数を減らした項目の安全性を確認します。

<臭気原因物質の検査>

太田水源及び第1水源は、地下水を用いており、臭気原因物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールが検出されることは考えられません。このため、臭気原因物質の検査回数を年1回にしました。検査を行う月は、8月です。

摺上ダム水を用いている第2配水池系及び第4配水池系の給水栓では、臭気原因物質が検出される可能性があります。しかし、供給側の福島地方水道用水供給企業団で厳重監視されているので検査は、年に1回とし、8月に行います。

(3) クリプトスボリジウム対策

クリプトスボリジウム（ジアルジアを含む）の検査については、「水道水中のクリプトスボリジウム等対策の実施について（厚生労働省健康局水道課長通知）」に基づき、水源ごとにリスクレベルを判断し、リスクレベルに対応した検査を行います。水源ごとのリスクレベルと検査内容は次のとおりです。

① 二本松地域-上水道

岳西系水源集合井のリスクレベルは湧水のため「レベル4」です。原水の検査は、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を毎月行います。またクリプトスボリジウム及びジアルジアの検査を3カ月に1回行います。検査月は、5月、8月、11月、2月です。

熊の穴系水源集合井のリスクレベルは、当面クリプトスボリジウム等による汚染の可能性が低いと判断される「レベル2」でした。原水の検査は、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を3カ月に1回行います。検査月は、5月、8月、11月、2月です。

② 岳地域-上水道

岳第1水源、岳第2水源のリスクレベルは地表水のため「レベル4」です。原水の検査は、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を毎月行います。またクリプトスボリジウム及びジアルジアの検査を3カ月に1回行います。検査月は、5月、8月、11月、2月です。

岳第3水源のリスクレベルは、当面クリプトスボリジウム等による汚染の可能性が低いと判断される「レベル2」です。原水の検査は、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を3カ月に1回行います。検査月は、5月、8月、11月、2月です。

③安達地域-上水道

安達地域の上水道は、全て福島地方水道用水供給企業団から供給されています。クリプトスボリジウム等に関する対策、監視は、企業団で行われているため、クリプトスボリジウムに関する検査は、必要ありません。

④渋川地域-上水道

山ノ入ダム水は、地表水のためリスクレベルは、「レベル4」ですが、クリプトスボリジウム等の原虫を除去可能な設備（凝集沈殿・急速ろ過設備）がありますので、対策済です。なお、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査は、年に1回、8月に行います。

⑤岩代小浜地域-簡易水道

第1水源、第4水源のリスクレベルは、当面クリプトスボリジウム等による汚染の可能性が低いと判断される「レベル2」です。原水の検査は、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を3カ月に1回行います。検査月は、5月、8月、11月、2月です。

第2水源のリスクレベルは「レベル4」です。原水の検査は、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を毎月行います。またクリプトスボリジウム及びジアルジアの検査を3カ月に1回行います。検査月は、5月、8月、11月、2月です。

⑥岩代西新殿地域-簡易水道

太郎田水源浅井戸のリスクレベルは「レベル3」でしたが、平成29年9月にクリプトスボリジウム等の原虫を除去可能な設備（膜ろ過処理設備）を設置しましたので、対策済みになりました。原水の検査は、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を3カ月に1回行います。検査月は、5月、8月、11月、2月です。またクリプトスボリジウム及びジアルジアの検査を1年に1回行います。検査月は8月です。

太郎田水源深井戸のリスクレベルは、「レベル2」です。深井戸原水の検査は、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を3カ月に1回行います。検査月は、5月、8月、11月、2月です。

⑦東和地域-簡易水道

第1水源、太田水源のリスクレベルは、当面クリプトスボリジウム等による汚染の可能性が低いと判断される「レベル2」です。原水の検査は、クリプトスボリジウム等指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を3カ月に1回行います。

検査月は、5月、8月、11月、2月です。

第2配水池系、第4配水池系は、福島地方水道用水供給企業団から供給されて

います。クリプトスピリジウム等に関する対策、監視は、企業団で行われているため、クリプトスピリジウムに関する検査は必要ありません。

(4) 原水の水質検査

原水の水質検査は、「4 検査を行う場所」に示した水源ごとに年1回行います。検査は、消毒副生成物質を除く40項目について8月に行います。原水の検査項目は表-7に示します。

8 水質検査の方法

水質基準項目の検査、クリプトスピリジウム等指標菌検査、クリプトスピリジウム及びジアルジアの検査、臨時の水質検査は、水道法第20条第3項に規定される登録を受けた水質検査機関に委託して行います。採水及び運搬も検査機関が行います。検査機関には次のことを確認します。

①精度管理が適切に行われていること

年に1回、精度管理結果の提出を求め確認します。

②委託料が適切であること

必要に応じ委託料の根拠となる書類の提出を求め確認します。

③試料の採取、運搬方法及び検査開始時間が適切に行うことが可能であること

試料採取後、検査に入るまでの時間が適切か確認します。

④水質検査が適切であること

水質検査結果について、水質検査の結果の根拠となる書類（検量線、クロマトグラム、濃度計算書等）を必要に応じて提出を求め、適切に検査を行っているか確認します。

⑤水質基準項目（全51項目）の検査方法と定量下限値は表-8のとおりとすること

9 臨時の水質検査

定期的な検査の他に、次に記述したようなことが起こった場合、臨時の水質検査を実施し、安全性の確認を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 净水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

(6) その他、特に必要と認められるとき

検査項目及び頻度については、状況に応じて決定します。

10 異常時の対応（危機管理）

飲料水に起因する健康被害が生じるおそれや、健康被害が発生した場合には、関係機関との連携し速やかに対応します。

①飲料水に起因する健康被害が生じるおそれがある場合

- ・飲料水の水源での水質異常、またはそれに至るおそれがある水質汚染事故等
- ・飲料水の原水の水質異常
- ・飲料水の水質基準に関する省令（水道水質基準）の超過

②飲料水を原因とした健康被害が発生した場合、またはその疑いがある場合

これらのことことが確認された際には、保健所に報告し、保健所の指導に従い、対策を講じます。

11 関係機関との連携

将来にわたり安全で安心して利用できる水を供給するため、良好な水源を確保することが基本であることから、関係機関との関係を密にし、水道水源の水質保全に努めます。

(1) ご利用者との関係

ご利用者から寄せられた水質に関する苦情や要望には、的確に対応するよう努めます。また、水道の水質をより知っていただくために、当市ウェブサイトで情報提供を行います。

(2) 県及び近隣市町村との連携

水質汚染事故が発生した場合、福島県（県北保健所、県北地方振興局）や福島市等の近隣市町村の連絡体制を活用し、速やかに関係機関に通報するとともに、必要な助言を受け、安全な水の提供に努めます。